(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道空知郡南富良野町字幾寅一九六番から同町字幾寅五一五番一地先まで | 前 | 八・七〇～三〇・〇一メートル | 〇・一三七キロメートル |
| | 後 | 一一・五〇～四三・九五メートル | 〇・一三七キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

**○北海道開発局告示第百五十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十七日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道河東郡鹿追町瓜幕西一丁目一〇三番四から同町瓜幕西一丁目一番まで | 前 | 一四・五四～一四・五五メートル | 〇・〇七八キロメートル |
| | 後 | 一四・五四～二七・二四メートル | 〇・〇七八キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

**○北海道開発局告示第百五十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十七日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号及び三百九十二号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道十勝郡浦幌町字栄穂一三一番四地内 | 前 | 三七・二一～三七・四一メートル | 〇・〇〇九キロメートル |
| | 後 | 三七・二一～一二三・八〇メートル | 〇・〇〇九キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

**○北海道開発局告示第百五十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十七日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号及び四百五十三号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 千歳市支笏国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六〇四七林班イ小班地内 | 前 | 二八・二八～四五・五一メートル | 〇・〇四八キロメートル |
| | 後 | 三一・七一～四九・七〇メートル | 〇・〇四八キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

**○北海道開発局告示第百五十三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十七日　北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十一号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道樺戸郡新十津川町字幌加五番三から同町字吉野五三〇番一まで | 前 | 一九・五〇～二五・三八メートル | 〇・〇五六キロメートル |
| | 後 | 二〇・八九～二七・一六メートル | 〇・〇五六キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

**○北海道開発局告示第百五十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十七日　北海道開発局長　本田　幸一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百三十四号 | 岩見沢市栗沢町栗丘三八九番六地先から北海道夕張郡栗山町桜丘三丁目二五〇番地先まで | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |
| 〃 | 北海道夕張郡栗山町桜丘三丁目二五〇番地先内 | 〃 |
| 二百三十五号及び二百三十七号 | 北海道浦河郡浦河町字絵笛七二四番一から同町字絵笛四三番一まで | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |
| 二百七十五号 | 深川市鷹泊五九七番から同市鷹泊六一九番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |
| 〃 | 深川市字摩一五七三番一地内 | 〃 |
| 〃 | 深川市字摩八七八番一から同市字摩七八二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 〃 |
| 三百三十七号 | 北海道夕張郡長沼町四一六番三九地内 | 〃 |
| 〃 | 北海道夕張郡長沼町三七九番二から同町三九三番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 〃 |
| 〃 | 北海道夕張郡長沼町字馬追原野九三六番五三から同町九七九番四まで | 〃 |
| 〃 | 北海道空知郡南幌町三三〇番三地内 | 〃 |
| 〃 | 北海道空知郡南幌町二五四一番三から同町九九四番一地先まで | 〃 |
| 四百五十一号 | 北海道樺戸郡新十津川町字幌加三八三番一地内 | 〃 |
| 〃 | 北海道樺戸郡新十津川町字幌加三四六番六地内 | 〃 |
| 〃 | 北海道樺戸郡新十津川町字幌加三四五番三から同町字幌加三四一番二〇まで | 〃 |
| 〃 | 北海道樺戸郡新十津川町字幌加二八八番三から同町字幌加二五九番一まで | 〃 |
| 〃 | 北海道樺戸郡新十津川町字幌加五番三から同町字吉野五三〇番一まで | 〃 |